

条例の方向性についての現時点での整理

1 条例制定の目的をどう考えるか

- 県産材の利用を促進することの目的として、下記のような事項を盛り込んではどうか。

- ・ 森林の適正な整備に寄与することによる災害防止等の森林の多面的な機能の発揮（→「三重の森林づくり条例」の趣旨と同様）
- ・ 林業や木材産業の振興
- ・ 地球温暖化防止をはじめとする環境負荷の低減
- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 木を使うこと自体の効用の発揮による豊かな県民生活の実現
- ・ 「木の文化」の振興

→ これらの事項をどの程度、盛り込むか。また、どこに主眼を置くか。

- ※ 目的として、「川下」に主眼を置くべきか。どこまで「川上」、「川中」に関する観点をカバーするか。
- ※ 「ウッドファースト社会」、「SDGs」というキーワードを盛り込むか。また、盛り込む場合は、どのように盛り込むか。
- ※ 三重県らしさをどのように盛り込むか。
- ※ これらの事項については、目的規定ではなく、前文や基本理念に盛り込むことも考えられる。

2 条例の対象をどう考えるか

- 「三重県の区域にある森林から生産された木材」（＝「三重の森林づくり条例」における「県産材」）の利用促進にプライオリティを置きつつ、多くの県外産木材が県内で加工、販売等がされている実態や、木材自体を使用することによる効用が大きいこと等を踏まえ、「三重県内で加工された木材」又は「木材」も本条例における利用促進の対象に加えてはどうか。

- ※ 「三重県の区域にある森林から生産された木材」に加える利用促進の対象を「三重県内で加工された木材」にとどめるか。「木材」全体にまで広げるか。
→ 目的をどう考えるかによって、対象の範囲は異なってくると考えられる。（例えば、「木を使うこと自体の効用の発揮による豊かな県民生活の実現」を目的に盛り込むのであれば、対象は「木材」全体とするのが整合的である。）
- ※ 「三重県の区域にある森林から生産された木材」の利用促進についてのプライオリティを条例上どのように表現するか。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 現段階では、「理念中心型条例」、「施策列挙型条例」という類型にこだわる必要はなく、今後、調査・検討を進める中で内容を詰めていけばよいのではないかと。

※ 「理念中心型条例」とすべきか、「施策列挙型条例」とすべきかについて、委員間で意見が分かれており、まだ判断のつかない委員も複数いる状況。

※ 「理念中心型条例」とする場合も、計画・方針の策定規定など、理念の実現を担保するための何らかの規定は必要ではないかと。

4 「三重の森林づくり条例」との関係性をどう整理するか

- 「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定を行うこととしてはどうか。

※ 条例の対象を「三重県の区域にある森林から生産された木材」から拡大する場合は、「三重の森林づくり条例」とは対象となる範囲が異なることとなるため、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」と「手話言語条例」のような切り分け的なリンクを設けることは難しくなると考えられる。

その場合、条例の前文、目的規定、基本理念規定などにおいて、「三重の森林づくり条例と相まって」、「三重の森林づくり条例の基本理念を踏まえ」等の表現を用いることで、リンクを設けることが考えられる。

(参考)

◎「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」と「三重県手話言語条例」のリンク

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第 28 条第 4 項 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

◎「相まって」の例

○ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

(基本理念)

第 3 条 県産材の安定供給及び利用の促進は、持続可能な森林経営により、森林が次世代に引き継がれることに鑑み、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例（令和二年三月奈良県条例第五十五号）と相まって、将来にわたり持続的に推進されなければならない。